

区分	年度
地域指定年度	昭和 46 年度
計画策定年度	昭和 49 年度
見直し年度	昭和 55 年度
	平成 2 年度
	平成 8 年度
	平成 14 年度
	平成 22 年度
	平成 29 年度
	令和 5 年度

## 日進農業振興地域整備計画書

令和 6 年 2 月

愛 知 県 日 進 市



## 目 次

第1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
(1)	土地利用の方向	1
ア	土地利用の構想	1
イ	農用地区域の設定方針	3
(2)	農業上の土地利用の方向	5
ア	農用地等利用の方針	5
イ	用途区分の構想	6
2	農用地利用計画変更の基本方針	8
3	農用地利用計画	9
第2	農業生産基盤の整備開発計画	10
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	10
2	農業生産基盤整備開発計画	10
3	森林の整備その他林業の振興との関連	11
4	他事業との関連	11
第3	農用地等の保全計画	12
1	農用地等の保全の方向	12
2	農用地等保全整備計画	13
3	農用地等の保全のための活動	13
4	森林の整備その他林業の振興との関連	14
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ 総合的な利用の促進計画	15
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ 総合的な利用に関する誘導方向	15
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	15
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	16
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ 総合的な利用の促進を図るための方策	17
3	森林の整備その他林業の振興との関連	18
第5	農業近代化施設の整備計画	19
1	農業近代化施設の整備の方向	19

2	農業近代化施設整備計画	19
3	森林の整備その他林業の振興との関連	19
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	20
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	20
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	20
3	農業を担うべき者のための支援の活動	20
4	森林の整備その他林業の振興との関連	21
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	22
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	22
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	22
3	農業従事者就業促進施設	23
4	森林の整備その他林業の振興との関連	23
第8	生活環境施設の整備計画	24
1	生活環境施設の整備の目標	24
2	生活環境施設整備計画	27
3	森林の整備その他林業の振興との関連	28
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	28
第9	付図	29
1	土地利用計画図 (付図1号)	
2	農業生産基盤整備開発計画図 (付図2号) (該当なし)	
3	農用地等保全整備計画図 (付図3号)	
4	農業近代化施設整備計画図 (付図4号) (該当なし)	
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図 (付図5号) (該当なし)	
6	生活環境施設整備計画図 (付図6号) (該当なし)	
7	農用地区域に含めないことが相当な農用地の図面 (付図7号)	
別記	農用地利用計画	30
(1)	農用地区域	30
ア	現況農用地等に係る農用地区域	30
イ	現況森林、原野等に係る農用地区域	30
(2)	用途区分	31

## 第1 農用地利用計画

### 1 土地利用区分の方向

#### (1) 土地利用の方向

##### ア 土地利用の構想

日進市（以下「本市」という。）は、愛知県の尾張東部丘陵地帯の中ほどに位置し、西は名古屋市天白区と名東区に、北は長久手市に、東は豊田市とみよし市に、南は愛知郡東郷町に接している。

地勢は北東南部の三方を標高 50～160m の丘陵地帯に囲まれ、その中央を天白川が北東から南西に流れている。農地は天白川流域に展開し、比較的平坦な地形である。土壌は天白川両岸に広がる氾濫平野で、平坦地を取り囲む形で砂地の丘陵地が広がっている。地質は洪積台地・新第3紀丘陵、沖積地で、東部の砂礫層から西部のシルト層となっており、天白川が合流する野方地区には粘板岩で形成された農地が広がり、水田作に適している。

気象は温暖な太平洋側気候で、年平均気温及び年降雨量は県下の平均的な値であり、降雪はほとんどない。

本市は中部圏の中心都市名古屋市から 15km 圏内に位置し、名古屋市営地下鉄鶴舞線と名鉄豊田線が通り、赤池駅、日進駅、米野木駅から名古屋市及び豊田市への通勤・通学の足として利用されている。東名高速道路、国道が1路線（国道 153 号）、県道が主要地方道3路線（名古屋岡崎線・瀬戸大府東海線・名古屋豊田線）と一般県道5路線（岩藤名古屋線・岩崎名古屋線・浅田名古屋線・米野木荻生線・岩作諸輪線）が整備されているほか、広域交通を担う名古屋瀬戸道路の整備が進められ、交通アクセスには恵まれている。新たに東名高速道路東郷パーキングエリアにスマートインターチェンジの整備が進められており、東名高速道路へのアクセス向上による市民の利便性の向上、企業活動の活性化、観光の振興も期待されている。

大都市近郊に位置し、近年は都市化の進展に伴う農家や農地の減少、農業従事者の高齢化、後継者の不足等、農業をとりまく環境はさらに厳しさを増している。本市の人口は増加する傾向であり、住宅地や店舗等の開発による農用地から宅地等への転換も避けられない情勢にあり、農用地に対する土地需要も依然として高いものとなっている。

今後も農家人口は減少し、令和7年の農家人口は810人、販売農家戸数は230戸、令和12年の農家人口は660人、販売農家戸数は200戸になる見通しである。

本市は、第6次日進市総合計画の都市将来像では、「ともに暮らす 私たちがつないで創る 人とみどりを大切にすまちなち 日進」を掲げ、自然環境の保全と調和の取れた開発を進めるよう土地利用計画を定め、東部丘陵地や一団の優良農地等、本市が誇る豊かな自然を守っていくこととしている。土地利用構想として主に天白川、岩崎川沿いに広がる一団の農地を、良好な自然環境の維持・保全といった観点を踏まえた上で、「農地・農業振興ゾーン」として位置づけ、現在の土地利用の維持・保全を図るとし、農業基盤を維持し農地の有効利用や田園景観の保全を進めることとしている。

また、名古屋市に隣接する一団の農地を「農地活用ゾーン」として位置付け、保全とともに農産物を活用した観光振興に寄与する土地利用や、「産業ゾーン」となる機織池周辺及び日進東部地区企業団地としての土地利用を進め、農住工連携し調和のあるまちづくりを進める。

農用地は、農業の持続的な発展のための最も基礎的な資源であること、加えて国土の保全、水源の涵養、良好な景観形成等の多面的機能を有した市民共通の財産でもあることを十分認識し、総合的な視点から、日進市総合計画等との整合を図り計画的な土地利用を進めるとともに、具体化に際しては関係機関と十分に調整し適正な土地利用の誘導を図っていかなければならない。

このような中、本市は、従来からの水稻等の土地利用型農業と、酪農等の集約型農業を基本とした効率的な農業の振興に加え、ブドウやイチゴ、トマトその他野菜など多品目の野菜等栽培の推進に努めていく。

そこで、認定農業者や農業法人等の担い手の育成のもと、農地の利用集積を強力に推進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営を展開し、「多様な担い手の確保・育成」、「農作業の効率化」を図り、農業の持続的な発展に努めていく。

また、地産地消、体験農園など都市と農村との交流に重点を置いた取り組みを積極的に展開するため、「道の駅」や「田園フロンティアパーク」を中心としたにぎわい・ふれあい拠点を整備し、地域振興を図るとともに、農地の多面的機能の発揮に努めていく。

さらに、地場農産物の販路拡大の展開に向けて、地場農産物による農産物加工品の開発や販売促進など6次産業化に積極的に取り組んでいく。

農業振興地域における用途別の土地利用の現況及び将来目標は次表のとおりである。

単位：ha, %

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数 (ha)	比率 (%)
現在 令和4年	488	21.8	5	0.2	617	27.6	1,130	50.5	2,239	100.0
目標 令和14年	473	21.1	5	0.2	617	27.6	1,145	51.1	2,239	100.0
増減	△15		0		0		15		0	

(注) 数値・比率は端数処理してあるため、合計と一致しない場合がある。

## イ 農用地区域の設定方針

### (ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域にある現況農用地約 488ha のうち、a～c に該当する農用地で次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地 339ha について、農用地区域を設定する。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の具体的な名称又は計画名	位置 (集落名等)	面積(ha)			備考
		農用地	森林 その他	計	
都市計画 街路 3.1.700 日進中央線 16m・12m	岩藤・藤島	0.3	3.9	4.2	1,770m×16m 28,320 m <sup>2</sup>
					1,120m×12m 13,440 m <sup>2</sup>
					計 41,760 m <sup>2</sup>
都市計画 街路 3.4.702 名古屋豊田線 20m・16m	野方・米野木 三本木	2.2	9.2	11.4	2,620m×20m 52,400 m <sup>2</sup>
					3,870m×16m 61,920 m <sup>2</sup>
					計 114,320 m <sup>2</sup>
計		2.5	13.1	15.6	

#### a 集団的に存在する農用地

- 10ha 以上の集団的な農用地 211ha

#### b 国が実施又は補助する農業生産基盤整備事業の施行に係る区域内にある土地 339ha (a との重複面積 211ha)

- 農業用排水施設の新設又は変更 (いわゆる不可避受益地を除く。)
- 農用地の造成及びほ場の区画整理
- 客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切盛り等

#### c a 及び b 以外の土地において、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地 1ha (a との重複面積 1ha)

- 高収益をあげている施設園芸のハウス
- 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地

ただし、c の土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

#### (a) 集落区域内 (連続集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域) に介在する農用地 該当農用地 約 9ha

#### (b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地 約 140ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在し、又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在し、又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

農業用施設の名称	位置 (集落名等)	面積 ha	農業用施設の種類
該当なし			
計			

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

農用地に介在し又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に開発する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

土地の種類	所在 (位置)	所有権者又は管理者	面積 ha	利用しようとする用途	備考
該当なし					
計					

## (2) 農業上の土地利用の方向

### ア 農用地等利用の方針

本市における農用地は、大半が水田として利用され、水稲主体の土地利用型農業の生産基盤として利用しているほか、生産基盤として利用することで、農業が持つ多面的機能を発揮しているため、水稲主体の持続的な農用地の利用を図ることが重要である。

今後もそれぞれの地区の特性を活かした土地利用を進め、10ha以上の集団的農用地は、優良農用地としての保全を図っていく方針である。

耕作条件が整った田は、担い手への農地の利用集積を推進し、農地の高度利用を進めるため、農業用排水路整備補修、農道整備補修等の農業生産基盤の整備を推進し、優良農地の確保を図る。

畑地は、消費地に隣接した利点を活かした露地野菜の生産が行われている。今後は、生産者の顔が見える安全・安心な農産物の多品目化により、JAの産地直売所や整備予定である道の駅を活かしての産地直売や、学校給食への食材提供を通じて地産地消を実施していく。また、消費者である都市住民と農業者の交流を図り、農地を守る意識を共有するために、都市住民の農業体験の場として、農地の利用に努めていく。

また、近年は、耕作条件の悪い農地の耕作放棄の進行のほか、有害鳥獣による農作物の被害が発生する農地の耕作放棄も増加している。このため、耕作条件の悪い農地の保全を図るとともに、鳥獣等の生態に応じた効果の高い防護柵の設置の支援などを通じて、耕作放棄地の発生抑制を図り、農地の高度利用に努めていく。

本市は、名古屋市近郊という立地と交通の便の良さを背景に、農業的土地利用から都市的土地利用への転換が漸進的に進んできた。今後も人口増加が続くと推計されており、また、魅力と活力あるまちづくりを進めるために産業振興を図ることから、ますます都市的土地利用の需要が高まると見込まれる。他の土地利用計画等において農地活用・農業振興以外の用途に位置づけされている農用地においては、農地の集団性の維持及び農作業の効率化等を十分に検討し、地域毎で策定する地域計画を踏まえ、地域毎の農地利用の方法、農地の集約化、保全に努めるとともに、各種計画等との整合を図り計画的な土地利用を進めるため、関係機関と十分に調整し、営農環境に支障を及ぼさない範囲で土地利用の調整を図る。

単位：ha

地区名 \ 区分	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用 施設用地	計
東部（A）地区	146	—	—	0	146
中部（B）地区	168	—	—	1	169
西部（C）地区	108	—	—	2	110
計	422	—	—	3	425

東部（A）地区：藤枝、米野木、三本木、藤島

中部（B）地区：蟹甲、折戸、岩崎、岩藤、本郷、北新

西部（C）地区：赤池、浅田、梅森、野方、藤塚一丁目

## イ 用途区分の構想

本地区内の農用地 425ha を行政区によって3つの区域に区分し、農用地の効率的な利用を図る。各地区は、次のとおりである。

### (ア) 東部（A）地区

東部（A）地区の農用地は、天白川流域の県道名古屋豊田線沿線に展開し、146haの大部分は平坦な水田である。昭和41年度から昭和53年度まで県営などの土地改良事業を実施し、ほ場の区画整理のほか、農道、農業用排水路を完備した優良農地が展開し、担い手への農地の利用集積が進み、高性能農業機械による水稻を主体とした作付を行っている。現在は、平成4年度から平成13年度まで県営土地改良総合整備事業日進東部地区により農業用水路のパイプライン化が行われ、営農条件は良好である。

東名高速道路三好インターチェンジへの接続が良く、地区内の東郷PAはスマートインターチェンジ化が予定されており、交通アクセスに恵まれている。また、東部地区企業団地への企業誘致も進められていることから、産業用地等の需要が高まると見込まれる。

営農条件が良好な農用地は今後とも水田として利用を進めるが、需要に応じて、営農環境に配慮しつつ様々な利活用の可能性を見据えて土地利用調整を行う。

### (イ) 中部（B）地区

中部（B）地区の農用地は、岩崎川・北新田川沿いに展開し、169haの大部分は平坦な水田である。東部地区と同様に昭和41年度から昭和53年度まで県営などの土地改良事業を実施し、ほ場の区画整理のほか、農道、農業用排水路を完備した優良農地が展開し、担い手への農地の利用集積が進み、高性能農業機械による水稻を主体とした作付を行っている。現在は、平成2年度から平成12年度まで県営土地改良総合整備事業日進北部地区より農業用水路のパイプライン化が図られ、営農条件は良好であるため、今後とも水田として利用を進める。

本郷地区の農用地のうち、名古屋瀬戸道路IC周辺は、利便性を生かした物流・業務施設等を誘導する。この名古屋瀬戸道路とつながる県道瀬戸大府線の沿道については利便性に優れ、商業施設等を主体とした土地利用が図られるよう土地利用調整を行う。

公共公益施設が集中している中央部は、現在の土地利用の維持・保全を図りつつ、にぎわい・ふれあいを生み出す拠点地区（公共施設集約地区）の形成を図る。特に、交通量の多い主要地方道瀬戸大府東海線のうち、日進消防署、保健センター、本郷農園が立地する付近に、地域活性化を図る取り組みとして道の駅が令和6年度末以降に開駅予定であり、生産者の顔が見える安全・安心な農産物の地産地消を図るため、農産物直売・物販施設を導入する。道の駅開駅後は、都市的土地利用の需要が高まると見込まれるため、農地の集団性及び農作業の効率化を十分に検討し、各種計画と整合を図り関係機関と調整しつつ、営農環境に支障を及ぼさない範囲で土地利用調整を図る。

#### (ウ) 西部（C）地区

西部（C）地区は、天白川流域の県道名古屋豊田線沿線に展開し、110haの大部分は平坦な水田である。東部地区、中部地区と同様に昭和41年度から昭和53年度まで県営などの土地改良事業が行われ、ほ場の区画整理のほか、農道、農業用排水路を完備した優良農地が展開し、担い手への農地の利用集積が進み、高性能農業機械による水稲を主体とした作付を行っている。また、昭和63年度から平成4年度まで98haの農用地において県営土地改良総合整備事業日進西部地区により用排水路・道路の改修が行われ、営農条件は良好であるため、水田としての利用を進める。

また、愛知用水を供給する農業用パイプラインの老朽化が進んでいるため、平成29年から県営水質保全対策事業（日進西部地区）で用水路を4,319mの改修を行い、農業用水の安定供給を図っている。

国道153号バイパス線以西に広がるまとまった農用地は第6次日進市総合計画の土地利用構想において農地活用ゾーンとして位置付けられており、豪雨時の天白川の水位調整機能を有するなど多面的機能を有しているため、農地として保全していくとともに、農産物加工施設や農家レストランなど農業にまつわる一帯的な土地利用を進めることとするが、今後策定する地域計画による農地利用の方法も踏まえ、各種計画等との整合を図りつつ、関係機関と十分に調整しながら、適正な土地利用の誘導を図っていく。

#### ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

## 2 農用地利用計画変更の基本方針

令和 4 年度に実施した基礎調査の結果と、法改正を始めとする制度上の変更を踏まえ、時代に即した対応をするため、令和 5 年度に見直しを行うこととした。

### (1) 編入

以下のいずれかの条件を満たす土地を農用地区域の設定に努める。

- ア 国又は県が実施又は補助する農業生産基盤整備事業が過去に実施された土地、又は実施されることが見込まれる土地
- イ 面積が概ね 10ha 以上の一団の農地で、今後優良農地として保全していくことが望ましい土地
- ウ 農業の振興を図るため、農業上の利用に寄与することが見込まれる土地

### (2) 除外

以下のいずれかの条件を満たす土地を農用地区域からの除外を検討する。

#### ア 近代化不可の土地

自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地については、農用地区域設定当初における設定の趣旨を十分勘案して慎重に取り扱うものとするが、除外に当たっては、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難と認められる次の要件のすべてを満たす土地とする。

- (ア) 過去に農業生産基盤整備事業（※）が実施されておらず、今後も農業生産基盤整備事業が実施される見込みのない土地
- (イ) 自然的・地形的な条件から見て、生産性の低い土地で、農業の近代化が図れない土地
- (ウ) 除外することによって、近隣の農用地等に与える影響が軽微である土地であり、関係農家の農業経営上の支障が少ない土地

※農業生産基盤整備事業には、工事完了後 30 年以上経過した事業は含めない。

#### イ 集落等介在地

集落等に介在する農用地等については、農用地区域設定当初における設定の趣旨を十分勘案して慎重に取り扱うものとするが、除外に当たっては、最小限に止めるものとし、必ずしも農用地等が荒廃化している等の土地利用の現況にとらわれることなく、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難であると認められる次の要件のすべてを満たす土地とする。

- (ア) 相当期間（※）、農業生産基盤整備事業が実施されておらず、農用地区域の外周にあり、集落内又は山林内に介在し、既存農用地区域内農用地等と一体的な利用が困難な概ね 30 a 以下の土地
  - (イ) 除外することによって、近隣の農用地等に与える影響が軽微である土地であり、関係農家の農業経営上の支障が少ない土地
  - (ウ) 原則 3 方向以上が宅地等に囲まれた概ね 30 a 以下の土地
- ※相当期間とは、20 年以上経過していることとする。

(集落等介在地の面積基準)

現在、本市のほ場は、概ね 30 a 区画で整備されており、それよりも小規模な農地では効率的な農業を営むことが困難なため、農地の集団としての規模が概ね 30 a 以下の農地を基準とした。

#### ウ 個別案件

農用地区域内の土地を公共施設の用に供すること及び民間等の開発を行うことが必要かつやむを得ないことの理由により、農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供するためには、次の（ア）～（ウ）の要件のすべてを満たす場合について、農用地区域からの除外を検討する。また、公共性が特に高いと認められる事業に係る施設で、農林水産省令で定めるものの用に供される土地（公共・公益事業用地）についても農用地区域からの除外を検討する。

- (ア) 本市の農業振興に与える影響が軽微であること
- (イ) 法第 13 条第 2 項第 1 号から第 6 号の要件のすべてを満たすこと
- (ウ) 開発計画の実施に必要な他法令の許認可等の見込みがあり、事業等の実現性があること

### 3 農用地利用計画

別記農用地利用計画（農用地区域及び用途区分）のとおりとする。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業生産基盤の整備及び開発は、農業者が生産性を高めて効率的かつ安定的な農業経営を行い、かつ収益性の高い農業を営むために生産性の向上を図るものである。

また、土地改良事業で整備されたほ場や土地改良施設は、土地利用の高度化、水利用の合理化を図り、高性能機械導入による生産性向上と農作業の効率化に資するものである。

今後は、農業者や地権者の意向を踏まえ、環境との調和にも配慮し、生産基盤の整備及び開発を検討する。また、すでに基盤整備が完了している区域については、ほ場区画、用排水路、農道等の適正な維持管理に努める。

環境との調和は、地域に生息する生態系への配慮を図るほか、水源涵養機能、農業生産活動が行われることにより生じる多面的な機能の維持増進が図られるよう細かい配慮に努めていく。

#### (1) 東部（A）地区

東部（A）地区は、平成4年度から110haを対象に、農業用水のパイプライン化、排水路・道路などの改修を目的に、県営土地改良総合整備事業日進東部地区を実施し、平成13年度に完了している。今後とも農業用排水路と農道の適正な維持管理に努めることにより、農地の保全を図る。

#### (2) 中部（B）地区

中部（B）地区は、平成2年度から156haを対象に、農業用水のパイプライン化、排水路・道路などの改修を行うとともに、周辺の林地等も含めた農業生産基盤整備を県営土地改良総合整備事業日進北部地区を実施し、平成12年度に完了している。今後とも農業用排水路と農道の適正な維持管理に努めることにより、農地の保全を図る。

#### (3) 西部（C）地区

西部（C）地区は、昭和63年度から98haを対象に、農業用水のパイプライン化及び排水路・道路などの整備を目的とした県営土地改良総合整備事業日進西部地区を実施し、平成4年度に完了している。今後とも農業用排水路と農道の適正な維持管理に努めることにより、農地の保全を図る。

### 2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
該当なし					

3 森林の整備その他林業の振興との関連  
該当なし

4 他事業との関連  
該当なし

### 第3 農用地等の保全計画

#### 1 農用地等の保全の方向

農用地は、食料生産の場であるとともに、美しい景観、水源の涵養など国土や環境を保全するとともに、遊水調整による防災機能を発揮する等、農業生産活動を行うことにより生ずる多面的機能を発揮している。

しかし、農業者の高齢化や担い手不足など農業生産環境の変化により、農用地等が持つ多面的機能が低下することが懸念されている。このため、無秩序な土地利用や耕作放棄地の増加を防ぎ、生産基盤である農地を営農に適した良好な状態で保全することが重要であり、農地流動化による農用地利用集積の推進と、耕地利用率の向上を図ることで、農用地等の保全に努めていく。

農業生産基盤として利用を図る農地は、利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業（以下「利用権設定等事業」という。）を実施し、農用地等の保全に努めていく。

また、有害鳥獣による農作物の食害が増加傾向にあるが、鳥獣被害により農業者の営農意欲が衰退し、耕作放棄が進むおそれがあるため、対策が必要となる。鳥獣被害防止対策協議会を設置し、鳥獣被害の状況を把握するとともに関係機関と情報を共有し、被害を防止するための取組みを鳥獣被害防止計画に則り推進していく。

それ以外の農地は、都市住民の農業体験の場として農地の利用に努めるなど、多様な農地の利用により農用地の保全に努めていく。

さらに、ため池、用水路等の土地改良施設の老朽化が進んでおり、施設機能が低下しつつあるため、緊急性のある土地改良施設を対象に、施設機能の維持を図るため、予防保全に努めていく。

なお、農道や水路の補修に当たっては、地域及び住民による保全活動の推進に努めていく。

#### (1) 東部（A）地区

利用権設定等事業を活用し、農用地の保全に努める。

#### (2) 中部（B）地区

利用権設定等事業のほか、田園フロンティアパーク構想基本計画に位置づけされた「農」を展開するための拠点となる農学校、市民農園や体験農園等に活用し、農用地の保全に努める。

#### (3) 西部（C）地区

利用権設定等事業を活用し、農用地の保全に努める。

水路の老朽化が進んでいるので、水質保全対策事業により用水施設の改修を行うことで農用地の保全に努める。

## 2 農用地等保全整備計画

本市では、水路の老朽化等による漏水や破損が近年顕在化してきているため、農業用水の安定供給のため用水施設の改修を行い、農業経営の安定化に努める。

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対凶番号	備考
		受益地区	受益面積		
県営水質保全対策事業 (日進西部地区)	用水路工 L=4,319m	C	81.8ha	①	平成29年～ 令和7年
県営防災ダム事業 (三ツ池下池)	堤体補強工 L=75.6m 洪水吐工 L=23.2m 緊急放流工(塩ビ管 φ350)	C	15.2ha	②	令和3年～ 令和6年
県営防災ダム事業 (芋地池)	堤体補強工 L=74.7m	C	11.6ha	③	令和4年～ 令和7年
県営防災ダム事業 (東池)	堤体補強工 L=72.8m 洪水吐工 一式 (緊急放流工含む)	C	0.8 ha	④	令和5年～ 令和8年

## 3 農用地等の保全のための活動

### (1) 耕作放棄地の解消

- 農業委員会等との連携を図り、農地の利用状況を把握するために農地パトロールを行い、利用権設定等事業を実施するとともに、農作業の受委託を推進し、耕作放棄地の発生抑制に努めていく。
- 日進市地域農業再生協議会が各種事業を活用し、耕作放棄地の解消に努めていく。

### (2) 担い手への農地集積

- 農地バンク制度を始めとする利用権設定等事業を活用し、耕作放棄や農地の荒廃を抑制するとともに、地域の中心となる経営体である認定農業者等の担い手や新規就農者への農地の利用集積に努めていく。
- 農業者の高齢化や担い手不足が耕作放棄地発生の要因であるため、愛知県尾張農林水産事務所農業改良普及課・農業委員会・JA等と連携し、就農相談や青年等就農資金等を積極的に活用するなど、新規就農者の受け入れに努めていく。

### (3) 市民農園としての利用の促進

- 農業体験の場として、市民農園などに遊休農地を活用するため、その経営形態としてNPO法人等の参入を支援していくことにより農用地の保全を図る。

#### (4) 農業水利施設の計画的な保全の推進

- 農業水利施設は、地域の用水源として重要な役割を果たしている。このため、農業水利施設の老朽化に対応し、長寿命化に向け、適切な保全管理と計画的な予防保全に努めていく。
- 営農組合や利水協議会などと連携して農業水利施設の現況を把握し、協力して保全を図る。

#### (5) 鳥獣被害防止対策

- 自動撮影カメラやGPS装置を利用して調査を行い、市内の鳥獣生息状況の把握に努める。
- イノシシについては捕獲用箱罠を増設し、アライグマ、ハクビシン、ヌートリアといった中型獣については被害のあった農地に捕獲用箱罠を設置して捕獲と駆除に努める。
- 農業者が鳥獣被害対策として設置する防護柵に対して費用の補助を行い、侵入防止対策の普及拡大を図る。

#### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

#### 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

##### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

###### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業が維持発展していくためには、他産業従事者と均衡のとれた農業所得が期待できる担い手の育成が必要である。このため、利用権設定等事業により農地の流動化を推進し、認定農業者などの担い手に対する農用地の利用集積、規模拡大を図る。

また、水稲、露地野菜等による複合経営を推進し、農業を主体とする経営体が地域における他産業従事者並みの所得に相当する年間農業所得（基幹経営体 800 万円程度）、1人当たりの年間労働時間（1,800 時間程度）の水準を実現できるよう経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体の育成を推進する。

さらに、日進アグリスクールの修了生を中心に、新規就農のための誘導を図り、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき指標（年間農業所得 250 万円程度、1人当たりの年間労働時間 2,000 時間程度）に向けた農業経営のための指導・育成に努める。

###### ア 東部（A）地区

「水稲主体」などの営農類型による基幹経営体、「酪農」などの営農類型によるステップアップ経営体及び「トマト専作」「イチゴ専作」「イチジク主体経営」による個別経営体を目標とする。

###### イ 中部（B）地区

「水稲主体」などの営農類型による基幹経営体、「水稲主体」などの営農類型によるステップアップ経営体及び「トマト専作」「イチゴ専作」による個別経営体を目標とする。

###### ウ 西部（C）地区

「水稲主体」などの営農類型による基幹経営体、「果樹（ぶどう）」などの営農類型による基幹経営体及び「トマト専作」「イチゴ専作」による個別経営体を目標とする。

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数(経営体数)	流動化目標面積
基幹経営体	水稻主体	経営 40ha	水稻 15ha 飼料用米 5ha (作業受託 20ha)	—	—
	果樹 (ぶどう)	経営 3.3ha	簡易被覆 0.1ha 露地 3.2ha	2戸	—
	酪農	飼養頭数 50頭	経産牛 50頭 飼料作 3ha	—	—
ステップアップ経営体	水稻主体	経営 60ha	水稻 20ha 麦・大豆 10ha (作業受託 30ha)	1法人	—
	酪農	飼養頭数 100頭	経産牛 100頭 飼料作 10ha	1法人	—

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数(経営体数)	流動化目標面積
個別経営体	トマト専作	経営 15a	トマト 15a	2戸	—
	イチゴ専作	経営 20a	イチゴ 18a	3戸	—
	イチジク 主体経営 (補完露地 野菜)	経営 50a	イチジク 30a スイートコーン 20a ニンジン 20a	—	—

資料：日進市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年9月）

※個別経営体に関しては、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき指標となっている。

## （2）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農業経営の改善による望ましい経営体を育成するため、農業委員会や農地中間管理機構が中心となり、農地の掘り起こし活動を強化する中で、農地の貸し手と借り手に係る情報を一元的に把握し、両者を適切に結びつける活動を推進するとともに、これらの農地の流動化により、効率的な農業経営のために、集団化・連担化した条件で地域農業の担い手に農地が集積されるよう努めていく必要がある。

特にJA出資法人である株式会社尾東農産（以下「尾東農産」という。）が農地の集約化を進めているため、尾東農産への利用集積を積極的に支援し、水田作を中心とする作物振興を図る。また、近年設立された2つの農事組合法人も農地の集約を進めており、遊休農地の解消に寄与している。今後も農事組合法人への利用集積を推進し、地域農業の活性化を図る。

農業者及び関係機関等と協議して地域計画を策定し、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を定め、その実現に努める。

#### ア 東部（A）地区

東部（A）地区は、水稻、露地野菜の作付けのほか、畜産を行っている。

今後は、農業委員会を中心に、農地の集積や農作業受委託によって、担い手に農地の利用集積を推進する。

#### イ 中部（B）地区

中部（B）地区は、水稻、露地野菜の作付けを行っている。

今後は、農業委員会を中心に、農地の集積や農作業受委託によって、担い手に農地の利用集積を推進する。

#### ウ 西部（C）地区

西部（C）地区は、水稻、露地野菜、果樹（ぶどう）の作付けを行っている。

今後は、農業委員会を中心に、農地の集積や農作業受委託によって、担い手に農地の利用集積を推進する。

### 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

本市の農業は、稲作を中心に行われており、農作業は農家個々で行っているほか、近隣農家の作業受託や尾東農産による利用権設定及び作業受託で行われている。作業受託の中心は、尾東農産により行われており、JA保有の農業機械を利用して市内全域を担当している。

農業委員、営農組合などによる地域懇談会を開き、担い手農家の掘り起こし、育成を図るとともに、利用権設定等事業により尾東農産及び農事組合法人への農地の利用集積を積極的に推進し、農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用を図っていく。

市や農業委員会は、利用権設定等事業について貸し手側に理解を求め、流動化を進めるよう調整・相談活動を行う。

また、兼業農家や高齢者農家が各地域で安心して農作業を委託できる受託組織として集落営農組織の育成にも努めていく。

#### （1）農業従事者の育成・支援対策

- 地域農業を担う対策として、新たな認定農業者を育成するとともに、農業経営改善計画の計画期間が終了する認定農業者については計画の達成状況を点検し、さらなる経営改善を目指す農業者に対しては、新たな計画の作成指導に努めていく。
- 農学校である日進アグリスクールにより人材育成を行い、アグリスクール修了生を中心に新規就農者の増加を図るとともに、青年等就農計画に基づく生産、収益が達成できるよう支援していく。

- 福祉事業所と連携して障害者の農業分野への就労を支援する「農福連携」に取り組み、障害者の社会参画を実現するとともに、農業従事者不足の解消に努めていく。

#### (2) 農業生産組織の活動促進対策

- 各関係機関と連携し、生産組織のリーダーとなる農家の育成等を行うとともに、JAの各生産部門別組織活動の活性化に努めていく。

#### (3) 農作業の受委託対策

- JAを仲介し、尾東農産への受委託に努めていくとともに、尾東農産を補完する受託組織として集落営農組織の育成にも努めていく。

#### (4) 農用地の集団化対策

- 農用地の効率的かつ総合的な利用のため、利用権設定等事業を積極的に実施するとともに、農業委員会との連携を進める中で、経営の規模拡大、農地の集団化に努めていく。
- 農地に係る情報について、農地台帳等を活用しつつ、農地の出し手と受け手に係る情報を把握に努め、農業者への情報提供を行い、地域の中心となる経営体への利用集積と農用地の集団化に努めていく。

#### (5) 地産地消の推進

- 少量多品目など消費者ニーズを踏まえ、減農薬・減化学肥料栽培など環境保全型農業の推進、消費拡大イベント開催による地元農産物のPRなど地産地消の拡大に努めて行く。
- 学校給食に地場農産物を利用する等、食育推進計画に基づき、地産地消を推進していく。

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

土地利用型農業を展開する本市は、農地の利用集積を進め、効率性追求型の生産振興を図るため、田は主食用米、新規需要米（飼料用米）等の栽培により農地の高度利用及び流通体制の確立に向けて、穀類乾燥調製施設（ライスセンター）、精米センター、低温米倉庫と一体的に高性能農業機械の整備を行ってきた。これらの施設及び機械を活用し、農作業の効率化を図る。

あわせて、卸売市場向けの販売と直売施設等での販売のバランスを図りながら販路の確保・開拓を推進する。

さらに、観光産業との連携や都市住民との交流を含めた農業の展開を推進するほか、6次産業化による新商品等の開発と販売促進を図るため、国等支援策の活用や市独自でも支援に努めていく。

#### ア 水稻

担い手の育成強化、大型コンバイン等の高性能農業機械の導入・共同利用を進めていく。また、環境にやさしい農業を目指して、土づくりを推進するとともに、減農薬・減化学肥料栽培などにより安全でおいしい米づくりを推進する。

#### イ 野菜

消費の多様化・周年化が進んでいるため、需要動向に対応できる安全で高品質な野菜の計画的な生産出荷を図るため、栽培施設等の近代化を推進する。

### 2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
該当なし							

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市の農業を取り巻く環境は、農業生産の基盤である農地の減少とともに、農業従事者の高齢化と担い手不足が深刻化してきている。本市の農業の活性化を図る上で、農業生産に必要な農地の保全とともに、担い手の確保・育成などが必要である。また、女性農業者は、農業の活性化に重要な役割を果たしていることから、より一層農業経営への参画を促進することが必要である。

地域農業の担い手を育成・確保するため、有効性のある助成措置のほか、農業者への農業関係の各種情報の提供を推進する。

また、本市は、田園フロンティアパーク構想基本計画に基づき、現在、市民農園が整備され、農学校として日進アグリスクール事業を行っている。今後とも農業就業者の育成・確保のため、アグリスクール事業を推進するとともに、農業就業者の育成及び確保に結びつく施設整備の推進を図っていく。

さらに、市民農園等の利用者の活用と、農業技術指導体制の確立とともに、地域農業の担い手や新規就農者の販路として、整備予定である道の駅への出荷を促進していく。

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

新規就農者及びその確保のために必要な住宅及び、農業を担う者やその家族が利用する福祉施設、医療施設等の具体的な整備計画は現段階のところないが、福祉施設や医療施設の建設にあたっては、にっしん高齢者ゆめプラン（日進市高齢者福祉計画・日進市介護保険事業計画）、日進市障害者基本計画、日進市障害福祉計画などの保健福祉に関する計画と整合を図る。

### 3 農業を担うべき者のための支援の活動

就農希望者を対象に青年等就農資金、新規就農者育成総合対策の活用を図り就農支援を行うほか、農業生産基盤となる農地の確保は、農業委員会と一体となって、農地の貸し借りや取得に対しての支援体制を確立するとともに、農業関係制度資金の活用を図る。

また、子どもたちに農業体験などを通じて、農業の楽しさや収穫の喜びを伝えるとともに、農業に対する理解を深めることで、長期的な視点で将来の農業の担い手を確保する。

さらに、市民農園等での農業体験を通じて、農業に対する理解を深め、担い手の確保の一助とする。

**(1) 農地確保の支援**

生産基盤となる農地の確保は、農業委員会やJA等と一体となって、農地の貸し借りや取得に対しての支援を行う。

**(2) 技術指導及び機械・施設の導入支援**

愛知県尾張農林水産事務所農業改良普及課、JA等と連携して、認定農業者に協力を要請し、栽培技術の指導を行うほか、機械・施設の導入支援を行う。

**(3) 資金の支援**

独立自営就農時における青年等就農資金、新規就農者育成総合対策による支援を行うほか、必要な農業制度資金などの情報提供を行う。

**(4) 高齢農業者の支援**

本市農業を担う農業従事者は高齢化が進行する中、高齢者のもつ豊かな経験と円熟した技術を活かした農業生産活動や地域活動の促進が課題である。そこで、高齢者を農業や地域活動の担い手として、また、地域の生活文化の伝承者として位置づけ、営農・生活技術の伝承、地域活動の活性化等の面において高齢者が生きがいを持って農業に関する活動を行うことができるよう支援する。

**(5) 女性農業者の支援**

女性がいきいきと活動し、豊かな魅力ある農業を目指すため、女性農業者の能力向上及び農業経営参画促進を図る。さらに、女性農業者が男性農業者とともに良好なパートナーとして参画できるような環境を整えるため、家族経営協定の締結を推進する。

**(6) 食育の推進**

子どもたちの「生きる力」を育むとともに、農業への理解を促進し、次世代の農業の担い手や支援者を育成する観点から、農業体験学習の推進を図ることが重要である。このため、学校等での食育を通じて、学校教育との連携を深めるとともに、地元農産物を利用した学校給食の提供等を通じて、農業教育を今後とも推進する。

**4 森林の整備その他林業の振興との関連**

該当なし

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本地域は、名古屋市や豊田市等、商工業の集積する都市と隣接しているとともに、直結する鉄道網が整備されているため、就業機会に恵まれた立地である。

しかし、日々雇用者・臨時雇用者も一定数あるため、今後とも農業従事者の他産業部門での安定的な就業機会の確保に努めるものとする。

(単位：人)

区分		従業地		
I	II	市内	市外	合計
恒 常 的 勤 務	-	173	351	524
自 営 業	-	166	27	193
日 雇 ・ 臨 時 雇	-	141	65	206
総計		480	443	923

(注) 資料：令和4年度 日進農業振興地域整備計画策定農家意向調査結果

### 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

#### (1) 就業先となるべき事業にかかる施設等

該当なし

#### (2) 農業従事者の就業意向等を把握するための方策

アンケート調査を実施し、就業意向等の把握に努める。

#### (3) 農業従事者に対する就業相談活動の強化対策

農業従事者が円滑に就職できるように、ハローワーク等と連携し、職業相談や職業指導を実施する。

農業よろず相談窓口を設置し、農業経営や就業など農業に関連する様々な相談に応じる相談会を定期的に開催する。

#### (4) 農村産業法に基づき計画の達成を図るための対策

本市が主体となって促進する施策はない。

#### (5) 企業等進出に際しての地域関係者等との連絡調整

企業の進出に関する情報収集に努め、関係先との連絡調整を図りながら、地域の農業従事者の積極的な雇用を働きかける。

#### (6) 地域農林水産物及びその他の地域資源の利活用による地場産業への就業機会の確保対策

農産物や農産物加工品の販売、農作業体験、伝統文化等の地域資源を活かし、就業の場の創出に努める。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

本市は、恵まれた地理的条件や豊かな自然環境を活かし、「ともに暮らす 私たちがつないで創る 人とみどりを大切にするまち 日進」を将来都市像に設定し、市民、地域、事業者及び行政が連携して将来に渡って持続可能なまちづくりを目指している。

今後も、誰もが健康で安全・安心に暮せるまちを目標に、住民生活の安定と質的な向上、安全性、保健性、利便性、快適性、文化性の向上に努める。

#### (1) 安全性の向上

安全性の確保は最も重要な行政課題である。その一方で住民の安全意識の向上と自主的な活動が重要である。このため、安全性に対する意識の普及・啓発、訓練の実施などを強化していく必要がある。

特に、台風、集中豪雨、地震など自然災害に対する防災対策が求められている。本市は、自治会を単位とする自治防災組織との連携のもと防災対策の整備、防災意識の高揚、総合防災訓練を行っているが、今後とも組織の育成強化を図る必要がある。

#### ア 防災

本市は、近い将来、発生すると予測されている南海トラフ沿いを震源としたマグニチュード8～9クラスの南海トラフ地震を想定した防災対策推進地域に指定されている。このため、迅速な災害応急対策や災害復旧防災活動などの防災体制を確立し、住民に対する意識啓発及び避難訓練の実施などが必要である。

防災対策は、地域社会と一体となって強化することが必要なため、常に地域に即した地域防災計画の見直しを徹底するとともに、災害の予防と災害時の即応体制に備える必要がある。また、大規模災害の発生時における通信体制の確立、災害弱者の援護対策などを検討する必要がある。

#### イ 防火

防火用水は、水道管を利用した消火栓が設置されているとともに、防火水槽を設置している。しかし、上記の施設が非常時に利用出来ない場合を想定し、初期消火での実行を図るため、自主防火組織の育成を強化する必要がある。また、河川や用水路の用水を耕作しない冬期においても地域用水として活用できるように、通年通水を図り、河川、用水路から容易に取水できるよう整備する必要がある。

#### ウ 交通安全

市内の主要幹線道路は朝夕のラッシュ時に慢性的な交通渋滞にあり、その影響で生活関連道路への通過車両の進入により、登下校の児童・生徒への安全性が懸念されているた

め、交通安全施設を積極的に整備している。こうした中、今後も本市の人口増加、産業の高度化等が進展し道路整備が進むにつれ通過する自動車交通量、そして歩行者の通行量も大きく増加することが予想される。このような状況の中、誰もが安心して暮らせる生活環境の形成に向け、交通安全施設の整備、関係機関との協力体制の充実、交通安全運動の推進等の対策を積極的に進める必要がある。

## エ 防犯

「安全に、安心して暮らせるまちづくり」の推進が一層求められている。犯罪の低年齢化の傾向を示している犯罪の防止に向け、まちづくりの面ではふれあいや交流を通じた顔の見えるコミュニティづくりを目指している。本市には大型の交番が設置され、犯罪の発生防止に活躍している。今後は、防犯灯の整備を計画的に進めるとともに、少年補導員や防犯指導員によるパトロール等を実施し、防犯体制を推進する必要がある。

## (2) 保健性の向上

### ア ごみ処理

「本市は住民と事業所の増加に伴うごみの発生量が増加している。その処理は周辺のみよし市、東郷町とともに組織する「尾三衛生組合 東郷美化センター」において効率的な処理を実施しているが、最終処分場は市外の施設や事業者依存し、年々確保が難しくなっている。

このため、本市はリフューズ（ごみを発生させない）・リデュース（ごみを減らす）・リユース（再利用する）・リサイクル（再生利用する）の4つのRを基本に、ごみの減量化に努めるとともに、市民のライフスタイルや価値観の転換を図っていく。

近年、空き缶、空きペットボトル等が農地、道路、用排水路に不法投棄されている状況にあるため、各地区で地域ぐるみによる清掃の促進を図るとともに、不法にゴミを投棄しないよう啓発活動を促進する必要がある。

### イ 下水道

下水道は公共下水道事業によって整備を進めているが、市街地を除いて普及率は低く、道路側溝や農業用水路等に生活雑排水を排水している。合併浄化槽への切替えが進んでいるが、農業用排水路の汚濁、農作物の生育障害、農業生産環境及び農村生活環境への支障を来す恐れがある。今後は、農業用排水の水質保全及び土地改良施設の維持管理を推進していく必要がある。

### ウ 保健、医療、福祉

保健・医療機関は名古屋市周辺の区域の中では比較的多く立地し、救急医療情報システム、休日急病診療所、尾三消防組合による救急業務体制の整備といった地域医療体制は概

ね確立されている。今後はより高度化・多様化する医療ニーズに対応できるよう、かかりつけ医との連携強化や、交通整備により市外の3次救急医療施設など高度な医療機関への搬送の円滑化に努め、医療連携体制の充実を図る必要がある。

福祉分野では、今後も少子高齢化が進むため、「にっしん幸せまちづくりプラン（地域福祉計画）」や「にっしん高齢者ゆめプラン」、「障害者基本計画」等の福祉計画を推進し、支援が必要な高齢者や障害者などを地域全体で支える包括的支援体制の構築や農福連携を進めていく必要がある。

就労形態の多様化等に伴う保育ニーズの増加・多様化に対応するため、保育内容の充実と、体制の強化に努める。官民の役割を明確化して保育所の整備等を進めるとともに、延長保育や休日保育など保育の質的拡大を図り、安心して子を産み育てるための支援体制を整える必要がある。

### （3）利便性の向上

本市の公共交通機関は鉄道が名古屋市営地下鉄鶴舞線と名鉄豊田線、バス路線が名鉄バス、一部で名古屋市営バスが運行している。鉄道は駅周辺の整備の進捗に伴い利用状況は増加傾向で運行本数も充実されつつある。しかし、バス路線は年々路線数、運行便数の削減が行われ、市内のバス路線網が徐々に縮小しつつあるが、自動車交通の増加による交通渋滞や高齢者の増加に伴い、バス路線の充実を求める声が高まっている。また、このような背景から公共施設を利用する際の利便性の向上のため、平成8年度から公共施設巡回バスの運行を開始した。当初の目的が公共交通機関を補完する運行ではなかったが、再編を重ね、東部丘陵線（リニモ）「長久手古戦場駅」や名古屋市営地下鉄鶴舞線・名鉄豊田線「赤池駅」、名鉄豊田線「日進駅」「米野木駅」に連絡するコースの増設や逆周り路線等を導入し、公共交通相互の連絡強化と利便向上に努めてきた。また、市北部は比較的公共交通機関が利用しにくい地域であったが、東部丘陵線（リニモ）が開通し、その近くでは市内巡回バス（くるりんばす）が東部丘陵線長久手古戦場駅まで乗り入れている。

今後、駅周辺は交通需要に対応した周辺道路の機能向上を図るとともに、鉄道交通と周辺地域を円滑に結びつける総合的な整備計画を県や近隣関係市町で検討する必要がある。また、バス路線網の維持・拡充を図ることに合わせて、自動運転バスの実証実験を始めとした新たな交通手段の確立やスマートシティの実現に向けた取組みも並行して検討していく必要がある。

主要幹線道路は中心市街地を通過して東西及び南北方向に伸びる放射型の道路網構成となっており、市内各地からの発生交通や市外からの通過交通が中心市街地に集中するため、交通渋滞を引き起こす原因となっている。また、このことが大型車を含む通過車両が生活道路へ混入する要因ともなっている。

こうした骨格道路網の形成に併せて、市街地周辺の生活道路の整備を推進するとともに、道路の維持管理の強化を図る。特に、生活道路の水準を向上させるため、地域を支え

る主要生活道路の積極的な整備を進める必要がある。

情報通信サービスの分野での発展は目覚ましいものがあり、今後、社会のあらゆる面での基礎的環境条件となっていくことが予想される。

本市は産業活動の活性化や、市民生活の利便性向上のために、通信基盤整備及び情報有効活用の促進に努める必要がある。

#### (4) 快適性の向上

##### ア 親水空間

本市は、水と緑に恵まれた豊かな田園環境のもとで農業が営まれ、網の目のように用排水路があり、農地を潤している。しかし、地域住民が身近な水辺空間とのふれあい空間が少ない状況にある。

今後は地域住民だけでなく都市住民にも、うるおいとやすらぎを与える空間として、用水路や排水路を生産性や安全性といった機能を考慮しつつも、親水化を図り、身近な水と緑とのふれあい空間の創造を図る必要がある。

##### イ ふれあい空間

今後も少子高齢化が進むことから、医療、福祉との連携を強化するとともに、支援が必要な人を地域全体で支える包括的支援体制をより一層進めていく必要がある。

また、働く女性が増加しつつある昨今、幼児を安心して預けられる保育所の整備を進め、また、子育て支援施設においては子育てに関する情報提供や相談を行うとともに子育て家庭の交流の場を提供する必要がある。

#### (5) 文化性の向上

本市は民間業者や土地区画整理事業による宅地開発が進み、その結果として、商業施設や公益施設といった都市機能の分散立地が進んだが、市の顔といえる中核的、シンボリックな地区の形成が図られていない。近年、長寿社会の到来や余暇時間の増加などによって、幅広い文化への関心と文化活動への参加意欲が高まってきている。各種の文化グループや団体の活動の支援等、文化施設、文化活動は充実しているが、農業者が手軽に利用できる身近な施設は未だ十分とは言えず、これらの施設整備をより一層進める必要がある。また、有形無形の文化財や歴史的民族資料などが数多く残されており、これらを後世に正しく伝えて行くためにも、これらの保存団体の育成を助長するための各種施策を検討する必要があるほか、多くの市民が集い、余暇時間を楽しみ、そこで多様な交流が生まれる市の中心核を創出し、機能的な街並みの形成を進める必要がある。

## 2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対函番号	備考
該当なし				

3 森林の整備その他林業の振興との関連  
該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連  
該当なし

## 第9 付図

別添

- |   |                        |               |
|---|------------------------|---------------|
| 1 | 土地利用計画図                | (付図1号)        |
| 2 | 農業生産基盤整備開発計画図          | (付図2号) (該当なし) |
| 3 | 農用地等保全整備計画図            | (付図3号)        |
| 4 | 農業近代化施設整備計画図           | (付図4号) (該当なし) |
| 5 | 農業就業者育成・確保施設整備計画図      | (付図5号) (該当なし) |
| 6 | 生活環境施設整備計画図            | (付図6号) (該当なし) |
| 7 | 農用地区域に含めないことが相当な農用地の図面 | (付図7号)        |

## 別記 農用地利用計画

### (1) 農用地区域

#### ア 現況農用地等の係る農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地以外の土地を農用地区域とする。

地区・区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A	藤枝町、米野木町、三本木町、藤島町の区域	別紙表示図面(付図第1号)で示す黄色(農地)及び橙色(農業用施設用地)で囲んだ区域を除いた区域	農用地区域 146ha
B	蟹甲町、折戸町、岩崎町、岩藤町、本郷町、北新町の区域	別紙表示図面(付図第1号)で示す黄色(農地)及び橙色(農業用施設用地)で囲んだ区域を除いた区域	農用地区域 169ha
C	赤池町、浅田町、梅森町、野方町、藤塚一丁目の区域	別紙表示図面(付図第1号)で示す黄色(農地)及び橙色(農業用施設用地)で囲んだ区域を除いた区域	農用地区域 110ha
合計			農用地区域 425ha

#### イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

本市では、現況山林、原野等であっても県営土地改良総合整備事業の事業区域であれば、農用地区域とする。

## (2) 用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途とは、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区・区域番号	用途区分
A	農地：別紙表示図面(付図第1号)で示す黄色で囲んだ区域 農業用施設用地：別紙表示図面(付図第1号)で示す橙色で囲んだ区域
B	農地：別紙表示図面(付図第1号)で示す黄色で囲んだ区域 農業用施設用地：別紙表示図面(付図第1号)で示す橙色で囲んだ区域
C	農地：別紙表示図面(付図第1号)で示す黄色で囲んだ区域 農業用施設用地：別紙表示図面(付図第1号)で示す橙色で囲んだ区域